

新座市若者応援デジタルギフト支給事業業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

新座市若者応援デジタルギフト支給事業業務委託

2 目的

物価高騰の影響を受けている高校生・大学生世代を支援するため、一人当たり1万円相当のデジタルギフト等を支給する。

また、若者の意見等を聴取する機会を確保し、市政へと反映していくため、アンケート調査を実施する。

3 業務内容

別紙「新座市若者応援デジタルギフト支給事業 業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

※ 契約期間の終期については上記を予定しているが、優先契約候補者決定後に協議の上で定めるものとする。

5 提案限度額

本業務に係る委託料の提案限度額は、金144,280,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式で優先契約候補者を選定する。

7 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再

生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。

- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。本事項の確認のため、市は警察当局に照会を行うことがある。

加えて、新座市の契約に係る暴力団排除要領の入札参加資格除外に該当していないこと。

なお、本要領に規定する有資格業者又は有資格業者の役員等以外の者についても、本要領と同様に取り扱うものとする。

- (6) 国又は地方公共団体のデジタルギフト発行業務の受託実績（令和3年度以降）があること。
- (7) 信頼できるセキュリティ体制を構築していること。

なお、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」及び「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得していることは必須とし、それ以外の情報セキュリティに関する認証等を取得している場合は、企画提案書に記載すること。

8 スケジュール

内容	期間等
申込期間 （参加申込書及び企画提案書等の提出）	令和8年4月1日（水）～4月28日（火）午後5時
質問受付	令和8年4月1日（水）～4月14日（火）
プレゼンテーション	令和8年5月13日（水）～14日（木） ※詳細の日程は別途通知する。
結果通知	令和8年5月下旬までに電子メールで通知予定
契約締結	令和8年5月下旬

※都合により変更することがある。

9 資料の提出について

(1) 提出書類

書類名	様式
参加申込書	様式 1
企画提案書	任意様式
誓約書	様式 2
見積書（※別途内訳書（任意様式）を示すこと）	様式 3
業務実績書	様式 4
実施体制書	様式 5
会社概要書	任意様式（パンフレット等でも可）
質問票（※該当がある場合）	様式 6
参加辞退届（※該当がある場合）	様式 7
法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）（写し可） ※申請日前 3 か月以内に発行されたもの	
法人市民税の納税証明書（写し可） ※直近 2 年分の納税証明で、申請日前 3 か月以内に発行されたもの	

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 2 8 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出方法

電子メールに添付して提出すること（PDF 形式）。

電子メールの表題は「プロポーザル参加申込等（事業者名）」とすること。

なお、受信確認のため、電子メールを送信後にこども支援課へ電話連絡すること。

(4) 企画提案書の作成要領

ア 様式

(ア) 様式は、A 4 版の文書形式とすること。

(イ) 企画提案書の本文は 2 0 ページ以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること（表紙や目次は含まない。）。

(ウ) 本文の各ページにはページ番号を記載すること。

イ 記載事項

「新座市若者応援デジタルギフト支給事業 業務委託仕様書」に基づき、必要と思われる事項を記載すること（以下に一例を示す。）。

- ・セキュリティ対策関連（会社内での取組内容や認証取得状況、本業務における二重支給や不正利用、個人情報漏洩を防ぐ対策等）
- ・デジタルギフト関連（支給・交換のフロー、交換可能な商品一覧（プリペイドカード等を含む。））
- ・事務業務関連（案内通知の作成、発送等に係る事務、アンケート調査実施に係る事務等）
- ・市民対応関連（コールセンター設置に係る事務等）
- ・業務全体のフロー及びスケジュール、人員体制
- ・その他必要と思われる事項や独自提案等

10 審査について

(1) 審査委員会

市の職員により構成する「新座市若者応援デジタルギフト支給事業公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

参加資格を有する提案者からの企画提案書等を基にプレゼンテーションを実施し、別紙「新座市若者応援デジタルギフト支給事業業務委託プロポーザル評価基準表」に基づき審査を行う。審査の結果、評価の合計点が最も高い事業者を優先契約候補者として選定し、次に得点が高い者を次点契約候補者として併せて選定する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、5月下旬に全ての参加者に書面（電子メール）により通知する。

11 プレゼンテーションについて

(1) 内容・持ち時間等

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施すること。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

持ち時間は、1者当たり40分程度（プレゼンテーション15分・デモンストレーション5分・質疑応答20分）とする。

デモンストレーションには、審査員（５人）が当日使用可能なデモアカウントを用意すること。操作に必要なスマートフォン等は市で用意する。

デモンストレーションは、対象者が案内通知を受け取ってから認証情報等を入力し、アンケート調査への回答、デジタルギフトの支給、希望する商品等と交換するまでの一連の流れが分かるものとする。

なお、本審査に係る録音・録画は禁止する。

(2) 使用機器等

パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合は、パソコン（コード類含む）は事業者が持参すること。

なお、プロジェクター及びスクリーンについては市が用意するため、使用する事業者は企画提案書提出時に申し出ること。

(3) 公開・非公開の別

審査は個別に行い、非公開とする。ただし、プレゼンテーションの内容は、録音する場合がある。

12 質疑について

質疑がある場合は質問票（様式６）を用いて電子メールで提出すること。

なお、メール件名は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、受信確認のため、電子メール送信後にこども支援課へ電話連絡すること。

(1) 受付期間

令和８年４月１日（水）から同月１４日（火）まで

(2) 質問に対する回答

令和８年４月２１日（火）までに市のホームページで公表する。

個別の回答は行わない。

13 その他留意事項等

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合

イ 期限を経過して提出書類が提出された場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 選考の公平性に影響を与える行為があった場合

オ アからエまでに定めるもののほか、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

(2) 市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることができる。

- (3) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。
- (4) 企画提案書等の提出に係る経費は提出者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) プロポーザル参加者が1者のみの場合も選考は行うが、評価点の合計が5割以上とならない場合は契約候補者として選定せず、再度公募を行う。
- (6) 企画提案書等の提出書類は、提出期限後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (7) 本プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (8) 評価内容、選考経過及び結果に対する問合せや異議申立て等には一切応じない。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、新座市情報公開条例に基づき、提出された書類の公開を判断する。

14 プロポーザルの辞退

プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式7）をこども支援課に電子メールで提出すること。受信確認のため、電子メールを送信後にこども支援課へ電話連絡すること。

15 対応窓口

所在地 〒352-8623

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

担当 新座市こども未来部こども支援課こども政策係

電話 048-424-9608（直通）

FAX 048-482-6922

メール kodomoshien@city.niiza.lg.jp